

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	28 豊野地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月22日(月) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区全体において高齢化が進んでいる。
- ・基盤整備が終了し機械化の進む農地もあるが、狭小なため大型機械等が入れず、営農の継続には基盤整備等による条件整備が必要な農地も多く残っている。
- ・果樹園は集積が進み規模拡大が図れたが、経営規模が上限に達している農家が多く、更なる規模拡大は困難な状況にある。
- ・野生鳥獣害は、イノシシやシカなどの大型獣による被害は減少傾向にあるが、カラス・ヒヨドリなど鳥類による被害が増加している。
- ・畑かん施設の老朽化に伴い、大規模な改修が必要であり、このまま施設を継続するためには、受益地の確保が急務である。
- ・近年凍霜害が増加しており、対策を検討していく必要がある。
- ・産業立地ビジョンは本計画との整合を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・市内有数のりんご・ぶどう産地としての優位性を生かした付加価値の拡大に取り組む。
- ・高品質な豊野産果樹のブランド価値を維持するための、有効な取組の検討を進める。
- ・凍霜害の多い地域であることから、軽減対策を検討していく。
- ・耕作放棄地の抑制につながる新たな作物の導入を検討する。
- ・多面的機能支払交付金制度を活用し、集落営農組織による農地の保全・管理の取組を推進する。
- ・省力化・早期多収に繋がるりんごの新わい化栽培を取り入れる。
- ・耕作できなくなった農地について、中心経営体等の農業者への集約化を進める。
- ・親元就農を希望する後継者がスムーズに技術及び経営の継承ができるよう、地域全体でサポートする。
- ・兼業農家や定年帰農者、入作を希望する農業者など新たな受け手の確保に努める。
- ・機械にかかるコスト削減や新規就農者を支援するために、機械の共同購入やレンタル事業についての検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	507 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	507 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には中心経営体を中心に実情に応じて担い手を選出する。

新規就農者の育成や農業法人の設立、入作を希望する認定農業者等の受入れを促進する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

市農業公社を活用しながら、担い手の経営意向を踏まえて段階的に集約化する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、農地の区画整理や農道の整備など基盤整備事業への取り組みについて検討する。

・畑かん施設維持のための改修工事について、受益者の理解を得ながら検討を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農業後継者を確保し遊休農地の活用を図るため、営農指導や遊休農地の斡旋などをJAや農業者、行政組織が一体となって行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・市農業公社を通じ、農作業受委託の取組を進める。

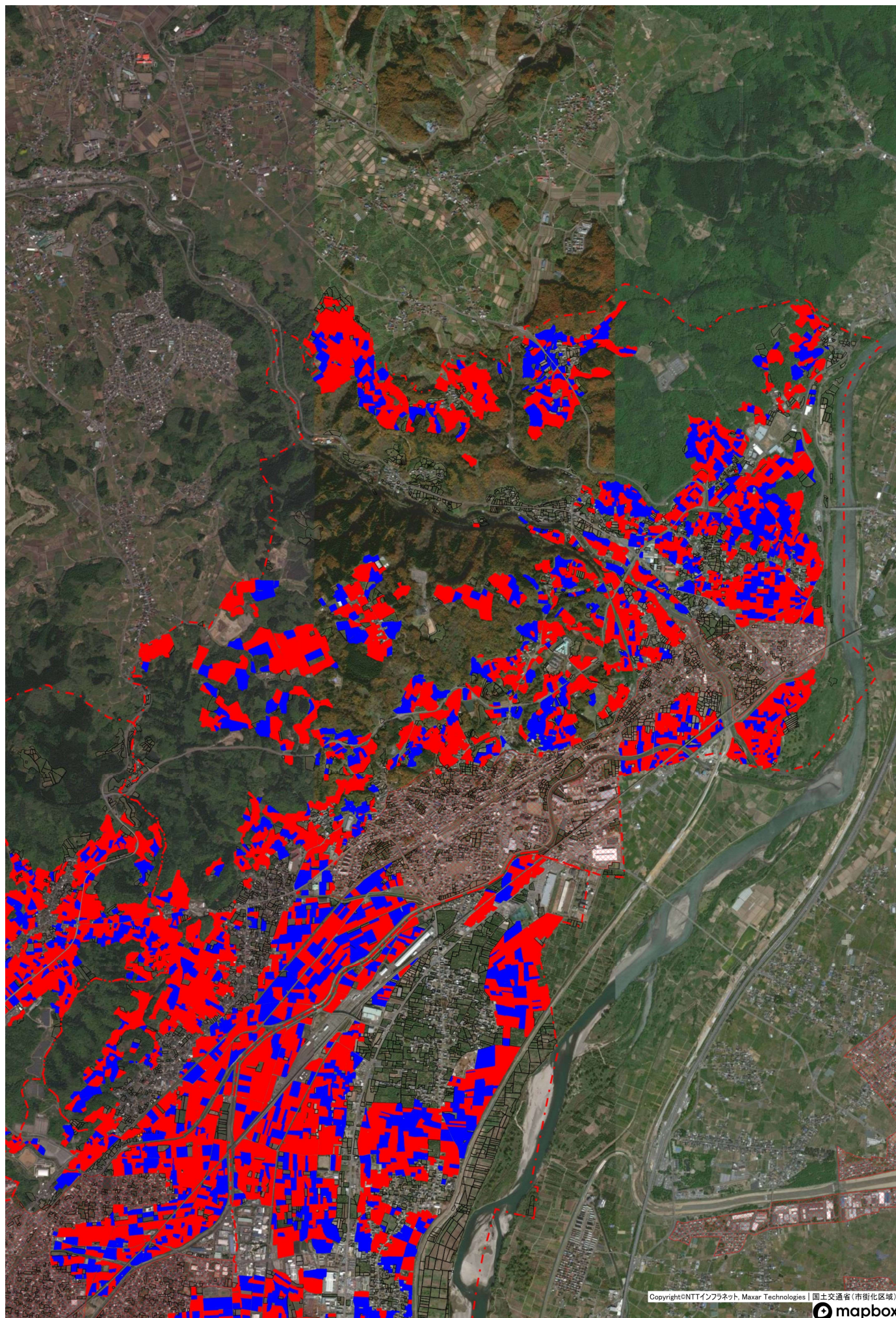
・JAのアプリ「デイワーク」の活用を推進し、農繁期の労働力確保に努める。

・繁忙期の農作業の手伝いと営農規模拡大を目指す農家を支援するため、市農業公社が提供する「お手伝いさん事業」を活用するとともに、地域内でも農作業お手伝いさんの確保を進め、適正な運用方法について研究するなど、労働力の確保に関する取り組みについて検討する。

・地区内に存在する農業共同組合等が管理する農業関係施設の有効活用を図り、農業者の利便性を向上させる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
○農地の利活用に関する取組方針…⑦ 将来的に農地として利用を継続するエリアは、基盤整備など営農の継続に必要な事業の実施を検討する。 耕作条件が悪く農地として継続が困難なエリアは、新たな活用方法について研究する。									
○農業法人の設立に関する取組方針…⑩ 地域の農地利用の一端を担うとともに、就農者の確保など雇用の創出にもつながる取り組みとして、農業法人の設立について検討する。									



Copyright©NTTインフラネット、Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～２年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和６年８月）